

# 令和4年度 インフルエンザ予防接種

インフルエンザは鼻水・くしゃみ・咳などのかぜ症状だけでなく、高熱・頭痛・筋肉痛などを起こす全身症状で、普通のかぜとは違い、肺炎を併発しやすく重症化すると命の危険性もあります。

インフルエンザは予防が何より大事です。予防の基本は、流行する前に予防接種を受けることです。これは、世界的に認められている有効な予防法です。ワクチンを接種することで体内に抗体をつくり、インフルエンザにかかりにくくし、かかっても重くならないようにするのが目的です。かかりつけの医師によく相談し、予防接種を受けるようにしましょう。

## ◆予防接種対象の方

川俣町に住民票を有している

1. 接種当日 65 歳以上の方
2. 接種当日 60～65 歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳 1 級をお持ちの方（身体障害者手証をお持ちください）

※「インフルエンザ」の定期接種は、予防接種を受ける本人が予防接種の効果や副反応等理解したうえで、「予防接種をする」という意思が確認できない場合は、実施できません。認知症等で理解が難しく意思が確認できない場合には、任意接種となります。

◆助成期間 令和4年10月1日(土)～令和4年12月28日(水)

◆自己負担額 1,400 円（生活保護の方は無料です。）

## ◆予防接種を受ける前に

1. 予防接種を受けるには、インフルエンザ予防接種予診票が必要です。接種する方が責任をもって記入し、医療機関に提出してください。
2. ただし、次の方は予防接種を受ける際に、医師とよく相談をしてください。
  - 過去に予防接種でアレルギーをおこしたことがある人
  - 鶏肉・鶏卵に過敏症がある人
  - 明らかに発熱している人
  - 心臓病・腎臓病・肝臓病や血液その他慢性の病気で治療を受けている人
  - けいれんをおこしたことがある人
  - 免疫機能に異常のある人
  - その他、医師に不適切な状態と判断された人（裏面もご覧ください）

## ◆予防接種を受けた後の一般的注意事項

1. インフルエンザワクチンの副反応（接種部位のひどい痛みやはれ、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、低血糖、高熱等）の多くは、24 時間以内に出現しますので、この間は体調に注意しましょう。特に、予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
2. 入浴は差し支えありませんが注射した部位を強くこすることはやめましょう。
3. 接種当日は、普段どおりの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
4. 接種済証は大切に保管してください。

## ◆予防接種による健康被害救済制度

1. 定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での入院治療が必要になったり、障害を残したりするなどの健康障害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
2. 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料、遺族年金、遺族一時金等の給付が行われます。
3. 健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき、市町村により給付が行われます。厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。まずは予防接種を受けた病院を受診したあと川俣町役場保健福祉課健康増進係にご相談ください。
4. 予防接種に基づく定期接種として定められた期間を外れたり、本人の意思確認が難しいなかで接種を希望したりする場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。窓口は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（0120-149-931）となります。

【問合せ先】 川俣町役場保健福祉課 健康増進係 電話 5 6 6 - 2 1 1 1